

指宿広域市町村圏組合における障害者活躍推進計画

機関名	指宿広域市町村圏組合
任命権者	指宿広域市町村圏組合 管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
指宿広域市町村圏組合における障害者雇用に関する課題	指宿広域市町村圏組合においては、職員数10名以下の小規模な一部事務組合であり、廃棄物処理業務に特化した地方自治体であることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、また採用した実績もありません。障害者に限定するか否かを問わず、職員採用自体、数年に1度程度しか行っていないことから、まずは、職員の障害者雇用に関する理解を深めていく必要があります。
目標	
①採用に関する目標	○障害者に関する理解の促進・啓発を目標とします。
②定着に関する目標	○なし（現在在籍している障害者がいないため）
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局長を選任します。 ○新たに障害者を雇用した場合や既存の職員が中途障害者となった場合においては、速やかに相談窓口を設置します。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者が負担なく遂行できる職場の選定及び創出について検討します。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、定期的な面談により、必要な配慮等を把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。